改正後	改正前
（漁港及び漁場の整備等に関する法律の特例に関する手続） **第八十八条の三**　法第百十五条の六第一項の規定により読み替えられた漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第四項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。 ２・３　［略］	（漁港漁場整備法の特例に関する手続） **第八十八条の三**　法第百十五条の六第一項の規定により読み替えられた漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第四項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。 ２・３　［同上］
別表第二十四（第八十八条の三－第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一－第八十八条の十六関係） 年　月　日 （管理者 国土交通大臣 環境大臣 都道府県知事 許可の権限を有する者）　殿 自衛隊の部隊等の長（官職・氏名） 自衛隊法による規制行為実施通知書 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）第　項の規定に基づき、下記のとおり通知する。 記 1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先 2　行為に着手する時期 3　行為をする場所 4　行為の内容 5　その他参考事項	別表第二十四（第八十八条の三－第八十八条の五、第八十八条の八、第八十八条の九、第八十八条の十一－第八十八条の十六関係） 年　月　日 （管理者 国土交通大臣 環境大臣 都道府県知事 許可の権限を有する者）　殿 自衛隊の部隊等の長（官職・氏名） 自衛隊法による規制行為実施通知書 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）第　項の規定に基づき、下記のとおり通知する。 記 1　行為をする自衛隊の部隊等の名称並びにその長の官職、氏名及び連絡先 2　行為に着手する時期 3　行為をする場所 4　行為の内容 5　その他参考事項
備考：1　河川法施行令（昭和40年政令第14号）の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）	備考：1　河川法施行令（昭和40年政令第14号）の特例に係る通知については、表題「自衛隊法による規制行為実施通知書」を「自衛隊法施行令による規制行為実施通知書」とし、本文中「自衛隊法（昭和29年法律第165号）第　条（　法の特例）